



## 旅券センター臨時休業

愛知県旅券センターは、二月七日(日)に入居ビルの停電休館のため、休業します。この日は通常日曜日に行っている旅券(パスポート)の受取はできませんので、ご注意ください。

渡航先によっては入国時などに、パスポートに一定の残存有効期間(六か月以上など)を必要としている場合があります。海外渡航を予定されている場合は、お早目に有効期間の確認をしてください▼問合せ 愛知県旅券センター(県県民生活部県民生活課) 〒451-6005 名古屋市中区牛島町六一 名古屋ルーセントタワー五階 052・563・0236 FAX 052・563・6956

## 「あいち消防団の日」

県は、消防団に対する理解促進と団員の確保を図るため、毎年一月二十日を「あいち消防団の日」と定めています。

消防団は、地域の実情に精通し、組織力と機動力を持ち、災害時にすぐさま現場に駆けつけることができることから、地域住民の大きな支えであるとともに、地域の安全にとってなくてはならない存在です。

「消防団」への加入促進を図るため、一月二十日の「あいち消防

団の日」に合わせ、メイン会場であるJR名古屋駅タワーズガーデンにおいて、PR活動を実施し、消防団の魅力や重要性を発信します▼問合せ 県防災局消防保安課 052・954・6195 FAX 052・954・6913

## 消防団カレッジフェスタ

県では、地域防災の担い手の中心となる大学等の学生の皆様に、消防団について理解を深めていただき、消防団活動への参加促進を図ることを目的として、「消防団カレッジフェスタ」を開催します▼とき 一月十一日(木・祝) 午後一時〜午後五時▼ところ プラチナム名古屋(名古屋市中区)▼内容 消防団PR動画コンテンツ、消防団エンブレムコンテスト、消防団ファッションショーのほか、ゲストによるトークショー、学生消防団員による活動事例の発表、あいち消防団PR大使「OS☆U」によるライブステージなど▼対象 愛知県に在住、在学の大学生・専門学校生の方▼定員 五百人(入退場自由)▼入場料 無料▼主催 愛知県▼協力 愛知県消防協会、名古屋わかもの会議、NAGOYA学生キャンパス「ナゴ校」▼問合せ 県防災局消防保安課 052・954・6195 FAX 052・954・6913

## 自転車安全利用出張講座

自転車の正しい利用ルールと安全な通行方法を学んでいただくため、県職員が会場まで出張し、参加体験型の「自転車安全利用出張講座」を実施しています。講座では、自転車走行を疑似体験できる「自転車シミュレーター」を活用し、その体験結果についての解説を通じて、自転車の安全な利用方法を身につけていただくことができます▼派遣日時 原則として平日の午前十時から午後四時までのうち概ね二時間程度▼派遣対象 老人クラブ、子ども会などが主催する交通安全教室やイベント及び企業・団体等の交通安全研修など(十五人から三十人程度)▼派遣費用 無料(ただし、会場使用料は申込者側の負担)▼申込方法 講座開催希望日の一か月前までに派遣申込書(ホームページから入手可)を左記までご提出ください▼申込み・問合せ 県県民生活部地域安全課 〒460-18501 所在地記載不要 052・954・6177 FAX 052・954・6910

## 小児特定疾病医療費助成

県では、小児がん、慢性腎炎などの小児慢性特定疾病(十四疾患群七百四疾患)について、所得の状況に応じて医療費の自己負担分の一部を助成しています。愛知県

## 児童総合センター冬季特別企画

愛知県児童総合センターでは、冬季特別企画として「はかる?!これくらいってどれくらい」を開催します。「はかる」をテーマに、新しい発見やおどろきを家族一緒に楽しんでください。

### ▶内容

■「みんなであそぶプログラム」(期間中毎日開催)

「大きさ」「重さ」「時間」など、「はかる」をテーマにしたあそびを家族や友達と楽しみます。

■「あつまる・あそぶプログラム」(土、日、祝日開催)

子どもも大人も初対面の人も、一緒になってあそびます。

■「たべる・あそぶプログラム」(日曜日開催)

食べることそのものを楽しみます。

▶とき 1月17日(日)まで

▶ところ 愛知県児童総合センター(愛・地球博記念公園内)(長久手市)

▶対象 子どもとその保護者

▶定員 プログラムにより定員設定があります

▶入場料 中学生以下は無料、その他は300円

▶申込み 不要(プログラムにより現地で事前受付あり)

▶問合せ 愛知県児童総合センター 0561・63・1110 FAX0561・63・1116

内(名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市を除く)に住所地を有する児童の保護者により、住所地在管轄する保健所に申請してください▼対象 満十八歳未満の児童(十八歳到達時点において、本事業の

対象となっており、かつ十八歳以後も治療が必要な場合は二十歳未満まで対象)▼問合せ 清須保健所 052・401・2100、県健康福祉部児童家庭課 052・954・6283